



山形県公報

令和5年9月1日(金)
第434号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……895
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……896
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(同) ……898
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……899
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 保安林内の皆伐面積の限度……………(森林ノミクス推進課) ……900
- 木造建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……901
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………902

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(DX推進課) ……904
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……906
- 令和5年度後期技能検定の実施……………(雇用・産業人材育成課) ……907
- 令和6年度山形県立中学校の入学者募集……………(教育委員会) ……912

## 告 示

### 山形県告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日   |
|--------------------------------|------------------------------------|-------------|-----|---------|
| 社会福祉法人かたばみ会<br>酒田市北千日堂前字松境18番1 | デイサービスセンターかたばみ荘<br>酒田市北千日堂前字松境18番1 | 生 活 介 護     | 18名 | 令和5.9.1 |

**山形県告示第622号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称     | 所 在 地            | 認 定 期 間                    |
|---------|------------------|----------------------------|
| 町立真室川病院 | 最上郡真室川町大字新町469番1 | 令和5年10月1日から<br>令和8年9月30日まで |

**山形県告示第623号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 もがみ中央農業協同組合  
 代表理事組合長 押切 安雄  
 新庄市大字福田字福田山711番地73
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 菅 徹<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和5年8月21日 |
| 五十嵐 佳<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 二ノ宮 渉<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 阿部 邦博<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 早坂 貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左   |            |           |
| 沼澤 圭治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 星川 健<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左   |            |           |
| 二戸 広平<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 井上 政良<br>玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 小嶋 広弥<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左   |            |           |
| 山本 周平<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左   |            |           |
| 柿崎 拓<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左   |            |           |
| 高橋 徳彦<br>もみ、玄米、大豆、そば      | 同 左   |            |           |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 門脇 透<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 片桐 達也<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 笠原 孝志<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 高橋 浩太<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 沼澤 大典<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 坂井 義宏<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 大場 駿平<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 西嶋 信一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 石山 賢一<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 五十嵐 孝<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 八鍬 広美<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 後藤 陽一<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 荒木 哲男<br>玄米、大豆、そば       |     |
| 川田 昭一<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 八鍬 重孝<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 矢口 圭介<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 柿崎 義隆<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 黒木 敬<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 早坂 一紀<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 大友 賢吾<br>もみ、玄米、そば       | 同 左 |
| 渡部 大祐<br>もみ、玄米、そば       | 同 左 |
| 矢口 誠<br>もみ、玄米、そば        | 同 左 |
| 庄司 健二<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 佐藤 祐一郎<br>玄米、大豆、そば      | 同 左 |

|                      |     |  |
|----------------------|-----|--|
| 堀米 亮<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 鬼海 康裕<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |
| 坂井 鉄平<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |
| 杉原 貴文<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |
| 矢口 渡<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 奥山 圭<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 後藤 貴康<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |
| 佐藤 洸史<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |
| 土田 慎平<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左 |  |

山形県告示第624号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成30年9月18日  
95
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社産直舞台屋  
代表取締役 齋藤 靖  
鶴岡市神明町6番30号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 齋 藤 喜 一 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
平成30年9月20日  
96
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社渡辺商店  
代表取締役 渡邊 京子

- 米沢市御廟三丁目4番17号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
  - (4) 登録の区分  
品位等検査
  - (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
  - (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|----------------|------------|
| 渡 邊 孝 浩 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第625号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南陽市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
南陽市漆山地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年7月1日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第626号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
南陽市宮内地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月20日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第627号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡高島町上和田地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和5年8月20日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第628号

令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 |           | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|-----------|---------|
|                                 |           | ヘクタール   |
| 日向川                             | 水源かん養保安林  | 313.50  |
| 相沢川                             | 同         | 107.82  |
| 田川                              | 同         | 503.19  |
| 五十川～鼠ヶ関川                        | 同         | 84.62   |
| 鮭川                              | 同         | 581.71  |
| 小国川                             | 同         | 338.44  |
| 銅山川～角川                          | 同         | 405.03  |
| 北村山                             | 同         | 462.75  |
| 寒河江川                            | 同         | 173.21  |
| 月布川～朝日川                         | 同         | 106.12  |
| 山形川                             | 同         | 283.87  |
| 白川                              | 同         | 431.67  |
| 荒川                              | 同         | 353.62  |
| 置賜川                             | 同         | 527.86  |
| 前川                              | 同         | 19.26   |
| 日向川                             | 土砂流出防備保安林 | 10.90   |
| 相沢川                             | 同         | 17.20   |
| 田川                              | 同         | 324.84  |
| 五十川～鼠ヶ関川                        | 同         | 144.00  |
| 鮭川                              | 同         | 43.60   |
| 小国川                             | 同         | 41.90   |
| 銅山川～角川                          | 同         | 32.40   |
| 北村山                             | 同         | 395.94  |
| 寒河江川                            | 同         | 59.82   |
| 月布川～朝日川                         | 同         | 41.09   |
| 山形川                             | 同         | 94.73   |
| 白川                              | 同         | 504.52  |
| 荒川                              | 同         | 46.63   |
| 置賜川                             | 同         | 314.32  |
| 前川                              | 同         | 45.64   |
| 遊佐町                             | 飛砂防備保安林   | 23.14   |
| 酒田                              | 同         | 17.46   |
| 鶴岡                              | 同         | 3.82    |
| 遊佐町                             | 防風保安林     | 0.62    |
| 酒田                              | 同         | 0.26    |
| 酒田                              | 干害防備保安林   | 8.84    |
| 鶴岡                              | 同         | 8.10    |
| 庄内町                             | 同         | 0.02    |
| 戸沢村                             | 同         | 10.86   |
| 舟形町                             | 同         | 1.64    |
| 鮭川                              | 同         | 0.94    |



4 指定年月日 令和5年8月22日

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

#### 山形県教育委員会規則第12号

##### 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第5条第4号中「1年又は2年」を「2年」に改める。

第21条の表中

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 主任学校司書主事<br>学校司書主事 | 図書に関する業務に従事する。 |
|--------------------|----------------|

を

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 主任学校司書主事 | 図書に関する高度の経験知識を必要とする業務に従事する。 |
| 学校司書主事   | 図書に関する業務に従事する。              |

に改める。

別表第1中

|       |          |     |      |      |  |  |  |
|-------|----------|-----|------|------|--|--|--|
| 同     | 山形工業高等学校 | 工 業 | 機 械  | 募集停止 |  |  |  |
|       |          |     | 電子機械 | 募集停止 |  |  |  |
|       |          |     | 機械技術 | 40   |  |  |  |
|       |          |     | 電気電子 | 40   |  |  |  |
|       |          |     | 情報技術 | 40   |  |  |  |
|       |          |     | 建 築  | 40   |  |  |  |
| 土木・化学 | 40       |     |      |      |  |  |  |

を

|   |          |     |       |    |  |  |  |
|---|----------|-----|-------|----|--|--|--|
| 同 | 山形工業高等学校 | 工 業 | 機械技術  | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 電気電子  | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 情報技術  | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 建 築   | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 土木・化学 | 40 |  |  |  |

に、

|   |          |            |      |            |  |  |  |
|---|----------|------------|------|------------|--|--|--|
| 同 | 山形中央高等学校 | 普 通<br>体 育 | 体 育  | 160        |  |  |  |
|   |          |            | スポーツ | 募集停止<br>80 |  |  |  |

を

|   |          |            |      |     |  |  |  |
|---|----------|------------|------|-----|--|--|--|
| 同 | 山形中央高等学校 | 普 通<br>体 育 | スポーツ | 160 |  |  |  |
|   |          |            |      | 80  |  |  |  |

に、

|   |        |     |  |    |  |  |  |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|
| 同 | 左沢高等学校 | 総 合 |  | 80 |  |  |  |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|

を

|   |        |     |  |    |  |  |  |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|
| 同 | 左沢高等学校 | 総 合 |  | 40 |  |  |  |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|

に、



|     |            |     |               |    |  |  |  |
|-----|------------|-----|---------------|----|--|--|--|
| 同   | 村山産業高等学校   | 農 業 | 農業経営          | 40 |  |  |  |
|     |            |     | 農業環境<br>みどり活用 | 40 |  |  |  |
|     |            | 工 業 | 機 械           | 40 |  |  |  |
|     |            |     | 電子情報          | 40 |  |  |  |
| 商 業 | 流通ビジ<br>ネス | 40  |               |    |  |  |  |

を

|     |            |     |       |    |  |  |  |
|-----|------------|-----|-------|----|--|--|--|
| 同   | 村山産業高等学校   | 農 業 | 農業経営  | 40 |  |  |  |
|     |            |     | みどり活用 | 40 |  |  |  |
|     |            | 工 業 | 機 械   | 40 |  |  |  |
|     |            |     | 電子情報  | 40 |  |  |  |
| 商 業 | 流通ビジ<br>ネス | 40  |       |    |  |  |  |

に、

|   |                |     |  |     |     |  |      |
|---|----------------|-----|--|-----|-----|--|------|
| 同 | 新庄北高等学校<br>最上校 | 普 通 |  | 200 | 普 通 |  | 夜 40 |
|   |                | 普 通 |  | 40  |     |  |      |

を

|   |                |     |  |     |     |  |      |
|---|----------------|-----|--|-----|-----|--|------|
| 同 | 新庄北高等学校<br>最上校 | 普 通 |  | 160 | 普 通 |  | 夜 40 |
|   |                | 普 通 |  | 40  |     |  |      |

に、

|   |                |     |            |    |  |  |  |
|---|----------------|-----|------------|----|--|--|--|
| 同 | 新庄南高等学校<br>金山校 | 普 通 |            | 80 |  |  |  |
|   |                | 商 業 | 総合ビジ<br>ネス | 40 |  |  |  |
|   |                | 普 通 |            | 40 |  |  |  |

を

|   |                |     |            |      |  |  |  |
|---|----------------|-----|------------|------|--|--|--|
| 同 | 新庄南高等学校<br>金山校 | 普 通 |            | 80   |  |  |  |
|   |                | 商 業 | 総合ビジ<br>ネス | 募集停止 |  |  |  |
|   |                | 普 通 |            | 40   |  |  |  |

に、

|   |          |     |            |      |  |  |  |
|---|----------|-----|------------|------|--|--|--|
| 同 | 米沢商業高等学校 | 商 業 | 総合ビジ<br>ネス | 募集停止 |  |  |  |
|   |          |     | 情報ビジ<br>ネス | 募集停止 |  |  |  |
|   |          | 商 業 | 商 業        | 80   |  |  |  |
|   |          |     |            |      |  |  |  |

を

|   |          |     |     |    |  |  |  |
|---|----------|-----|-----|----|--|--|--|
| 同 | 米沢商業高等学校 | 商 業 | 商 業 | 80 |  |  |  |
|---|----------|-----|-----|----|--|--|--|

に、

|   |          |     |      |    |  |  |  |
|---|----------|-----|------|----|--|--|--|
| 同 | 置賜農業高等学校 | 農 業 | 生物生産 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 園芸福祉 | 40 |  |  |  |
|   |          |     | 食料環境 | 40 |  |  |  |

を

|   |          |     |                                                  |                                  |  |  |  |
|---|----------|-----|--------------------------------------------------|----------------------------------|--|--|--|
| 同 | 置賜農業高等学校 | 農 業 | 生物生産<br>園芸福祉<br>食料環境<br>食料生産<br>経営<br>農業資源<br>活用 | 募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>40<br>40 |  |  |  |
|---|----------|-----|--------------------------------------------------|----------------------------------|--|--|--|

に、

|   |          |     |                                                                |                                        |  |  |  |
|---|----------|-----|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--|--|--|
| 同 | 長井工業高等学校 | 工 業 | 機械シス<br>テム<br>電子シス<br>テム<br>福祉生産<br>システム<br>機 械<br>電 子<br>福祉環境 | 募集停止<br>募集停止<br>募集停止<br>40<br>40<br>40 |  |  |  |
|---|----------|-----|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--|--|--|

を

|   |          |     |                    |                |  |  |  |
|---|----------|-----|--------------------|----------------|--|--|--|
| 同 | 長井工業高等学校 | 工 業 | 機 械<br>電 子<br>福祉環境 | 40<br>40<br>40 |  |  |  |
|---|----------|-----|--------------------|----------------|--|--|--|

に、

|   |         |     |  |     |     |  |      |
|---|---------|-----|--|-----|-----|--|------|
| 同 | 酒田西高等学校 | 普 通 |  | 160 | 普 通 |  | 午前40 |
|---|---------|-----|--|-----|-----|--|------|

を

|   |         |     |  |     |     |  |      |
|---|---------|-----|--|-----|-----|--|------|
| 同 | 酒田西高等学校 | 普 通 |  | 120 | 普 通 |  | 午前40 |
|---|---------|-----|--|-----|-----|--|------|

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県・市町村共同利用電子申請システム提供業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和5年10月12日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県県・市町村共同利用電子申請システム提供業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年12月31日まで
- (4) 入札方法 調達をする役務が提供される令和6年1月1日から令和9年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち令和6年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地

方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち同年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること及びJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の役務の調達に係るシステムと同等のシステムの提供業務を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として当該業務を受託した実績がある者を含む。）であること。

(7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。

(9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。

(10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。

(11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
電話番号023(630)3394

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和5年9月25日（月）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、これに応じるものとする。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類）

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Provision of Electronic Application Submission System for joint use of the Yamagata Prefectural Government and municipal governments: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. October 12, 2023

(3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570, Japan TEL 023 (630) 3394

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和6年1月4日まで縦覧に供する。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ米沢駅東口店  
米沢市駅前一丁目1937番地7

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩 |

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称           | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩 |

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年4月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,119.42平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 46台
- (2) 駐輪場の収容台数 8台
- (3) 荷さばき施設の面積 52.92平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6.16立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前7時
  - ロ 閉店時刻 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 1か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和5年8月15日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年1月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和5年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和5年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 特級

| 検 定 職 種       |   |
|---------------|---|
| 鋳             | 造 |
| 金 属 熱 処 理     |   |
| 機 械 加 工       |   |
| 非 接 触 除 去 加 工 |   |
| 金 型 製 作       |   |
| 金 属 プ レ ス 加 工 |   |
| 工 場 板 金       |   |

|   |   |               |
|---|---|---------------|
| め | つ | き             |
| 仕 | 上 | げ             |
| 機 | 械 | 検 査           |
| ダ | イ | カ ス ト         |
| 電 | 子 | 機 器 組 立 て     |
| 電 | 気 | 機 器 組 立 て     |
| 半 | 導 | 体 製 品 製 造     |
| プ | リ | ン ト 配 線 板 製 造 |
| 自 | 動 | 販 売 機 調 整     |
| 光 | 学 | 機 器 製 造       |
| 内 | 燃 | 機 関 組 立 て     |
| 空 | 気 | 圧 装 置 組 立 て   |
| 油 | 圧 | 装 置 調 整       |
| 建 | 設 | 機 械 整 備       |
| 婦 | 人 | 子 供 服 製 造     |
| 紳 | 士 | 服 製 造         |
| プ | ラ | ス チ ッ ク 成 形   |
| パ | ン | 製 造           |

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種 | 検 定 作 業            |
|---------|--------------------|
| さ く 井   | ロータリー式さく井工事作業      |
| 金 型 製 作 | プレス金型製作作業          |
| 工 場 板 金 | 機 械 板 金 作 業        |
|         | 数値制御タレットパンチプレス板金作業 |

|                                |                         |
|--------------------------------|-------------------------|
| 機 械 検 査                        | 機 械 検 査 作 業             |
| シ ー ケ ン ス 制 御                  | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業       |
| 半 導 体 製 品 製 造                  | 集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業   |
|                                | 集 積 回 路 組 立 て 作 業       |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造              | プ リ ン ト 配 線 板 設 計 作 業   |
|                                | プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業   |
| 鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備              | 鉄 道 車 両 点 検 ・ 調 整 作 業   |
| 光 学 機 器 製 造                    | 光 学 機 器 組 立 て 作 業       |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て                | 空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業     |
| 油 圧 装 置 調 整                    | 油 圧 装 置 調 整 作 業         |
| 農 業 機 械 整 備                    | 農 業 機 械 整 備 作 業         |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工            | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業 |
| 婦 人 子 供 服 製 造                  | 婦 人 子 供 既 製 服 縫 製 作 業   |
| 和 裁                            | 和 服 製 作 作 業             |
| プ リ プ レ ス                      | D T P 作 業               |
| 石 材 施 工                        | 石 材 加 工 作 業             |
| 建 築 大 工                        | 大 工 工 事 作 業             |
| 配 管                            | 建 築 配 管 作 業             |
| <small>ちゅう</small> 厨 房 設 備 施 工 | 厨 房 設 備 施 工 作 業         |
| 型 枠 施 工                        | 型 枠 工 事 作 業             |
| 鉄 筋 施 工                        | 鉄 筋 施 工 図 作 成 作 業       |
|                                | 鉄 筋 組 立 て 作 業           |
| コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工            | コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事 作 業 |

|                     |                               |
|---------------------|-------------------------------|
| 防 水 施 工             | 塩化ビニル系シート防水工事作業               |
|                     | 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業        |
| 樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工   | 樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業         |
| カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工 | 金 属 製 カ ー テ ン ウ ォ ー ル 工 事 作 業 |
| ガ ラ ス 施 工           | ガ ラ ス 工 事 作 業                 |
| 機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図   | 機 械 製 図 C A D 作 業             |
| 電 気 製 図             | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業         |
| 金 属 材 料 試 験         | 組 織 試 験 作 業                   |
| 塗 装                 | 鋼 橋 塗 装 作 業                   |
| 広 告 美 術 仕 上 げ       | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業     |
| 舞 台 機 構 調 整         | 音 響 機 構 調 整 作 業               |

(3) 3級

| 検 定 職 種             | 検 定 作 業                 |
|---------------------|-------------------------|
| 機 械 加 工             | 普 通 旋 盤 作 業             |
| 機 械 検 査             | 機 械 検 査 作 業             |
| 電 子 機 器 組 立 て       | 電 子 機 器 組 立 て 作 業       |
| シ ー ケ ン ス 制 御       | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業       |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業 |
| 和 裁                 | 和 服 製 作 作 業             |
| 家 具 製 作             | 家 具 手 加 工 作 業           |
| 建 築 大 工             | 大 工 工 事 作 業             |
| 型 枠 施 工             | 型 枠 工 事 作 業             |
| 鉄 筋 施 工             | 鉄 筋 施 工 図 作 成 作 業       |
|                     | 鉄 筋 組 立 て 作 業           |



|                |                     |
|----------------|---------------------|
| テクニカルイラストレーション | テクニカルイラストレーションCAD作業 |
| 機械・プラント製図      | 機械製図CAD作業           |
| 電気製図           | 配電盤・制御盤製図作業         |

(4) 単一等級

|         |              |
|---------|--------------|
| 検 定 職 種 | 検 定 作 業      |
| バルコニー施工 | 金属製バルコニー工事作業 |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 場 所                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 令和6年1月21日（日）<br>1級及び2級<br>機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>シーケンス制御、型枠施工<br>令和6年1月28日（日）<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、工場板金、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図<br>3級<br>冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図<br>単一等級<br>バルコニー施工 |                    |

|                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年1月31日（水）<br>1級及び2級<br>舞台機構調整                                                                                                                                         |
| 令和6年2月4日（日）<br>1級及び2級<br>半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、プリプレス、建築大工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ<br>3級<br>機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図 |

4 受検手続

技能検定受検申請書を令和5年10月2日（月）から同月13日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課産業人材育成担当（電話番号023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

令和6年度山形県立中学校の入学者を次のとおり募集する。

令和5年9月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
 教 育 長 高 橋 広 樹

| 学 校 名       | 入 学 定 員 |
|-------------|---------|
| 山形県立東桜学館中学校 | 99      |
| 山形県立致道館中学校  | 99      |

（注）入学者志願に係る詳細については別記「令和6年度山形県立中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和6年度山形県立中学校の入学志願要項

1 志願資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

- ① 令和6年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者
- ② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を許可した者

(2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。

- ① 県外の小学校等を令和6年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者
- ② 県外の小学校等を令和6年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者
- ③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を令和6年3月に修了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者
- ④ 最終学校が外国の現地校であり、平成23年4月2日から平成24年4月1日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者

2 通学区域 県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書

(2) 個別に必要な書類

①県外等からの志願許可書

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和5年11月27日（月）から同年12月1日（金）午後3時までに山形県立東桜学館中学校長又は山形県立致道館中学校・高等学校開校準備室長まで提出する。

4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、各中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。

(1) 適性検査、作文、面接は、令和6年1月6日（土）に山形県立東桜学館中学校・高等学校又は山形県立鶴岡北高等学校で行う。

(2) 選抜結果通知書は、令和6年1月12日（金）に発送する。

5 その他

細部については、令和6年度山形県立中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

令和5年9月1日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年9月1日発行 発行人 山形県